

介護老人保健施設日和の里 施設サービス

利用料金一覧表

入所利用料（1 日あたり）

*地域区分：大津市（5 級地 10.45）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
在宅強化型 個室	(739 単位) 772 円	(810 単位) 846 円	(872 単位) 911 円	(928 単位) 970 円	(983 単位) 1,027 円
在宅強化型 多床室	(818 単位) 855 円	(892 単位) 932 円	(954 単位) 997 円	(1010 単位) 1,055 円	(1065 単位) 1,113 円
*1. 上記の基本利用料金に加え、施設体制加算として加算利用料の内、栄養マネジメント加算、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱの料金をご利用の皆様より頂戴します。 2 階 認知症専門棟をご利用の場合、*1. の更に認知症ケア加算、夜勤職員配置加算の料金を頂戴します。					

食費・居住費（1 日あたり）

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階（標準額）
食費標準負担額	300 円	390 円	650 円	1,380 円
居住費（個室）	490 円	490 円	1,310 円	1,640 円
居住費（多床室）	負担なし	370 円	370 円	370 円
*第 1 ～ 第 3 段階は、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている利用者様の負担額です。				

加算利用料（サービス利用該当の方のみ加算となります）

初期加算	(30 単位) 31 円	1 日	入所日より 30 日以内の期間、算定されます。
栄養マネジメント加算	(14 単位) 15 円	1 日	入所利用の方に対し、管理栄養士が医師、その他職種の職員と共同し、計画的に栄養ケアを実施した場合に算定されます。
サービス提供体制加算（Ⅰ）イ	(18 単位) 19 円	1 日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が 60%以上配置している場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	(46 単位) 48 円	1 日	厚生労働大臣が定める在宅復帰・在宅療養支援機能強化体制基準を満たす場合に算定されます。
夜勤職員配置加算 * 2F ご利用者のみ	(24 単位) 25 円	1 日	厚生労働大臣が定める夜勤職員配置基準を満たす為、算定されます。
認知症ケア加算 * 2F ご利用者のみ	(76 単位) 80 円	1 日	厚生労働大臣が定める認知症ケアを適切に行うことができる基準を満たす為、算定されます。
口腔衛生管理体制加算	(30 単位) 32 円	1 月	介護職員に対し、歯科医師又は歯科衛生士が助言を行い計画的な口腔ケアを実施した場合に算定されます。
短期集中リハビリテーション実施 加算	(240 単位) 251 円	1 日 週 3 回迄	入所後 3 ヶ月以内に短期集中でリハビリテーションを実施した場合に算定されます。
認知症短期集中リハビリテーション 加算	(240 単位) 251 円	1 日 週 3 回迄	入所後 3 ヶ月以内に軽度認知症の方に対して生活機能の回復を目的として実施した場合に算定されます。
若年性認知症利用者受入加算	(120 単位) 126 円	1 日	若年性認知症の方に対し介護保健施設サービスの提供を行った場合に算定されます。
外泊時費用	(362 単位) 379 円 (800 単位) 836 円	1 日 1 日	居宅の外泊を認めた方に対し算定します。 * 居宅の外泊中に在宅サービスを利用する場合に 算定されます。 * 月 6 日までを限度とします。

療養食加算	(6 単位) 7 円	1 食	療養食を提供した場合に算定されます。
経口移行加算	(28 単位) 30 円	1 日	経管栄養の方を対象に、経口維持計画を作成し、摂取に移行する栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算 (Ⅰ)	(400 単位) 418 円	1 月	摂食機能障害があり誤嚥が認められる方に対し、医師、歯科医師、管理栄養士、その他職種が共同で会議を行い経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算 (Ⅱ)	(100 単位) 105 円	1 月	経口維持加算Ⅰを算定している方に対し、経口維持計画の作成にあたり医師、歯科医師、歯科衛生士が、会議参加し助言を受けた場合に経口維持加算Ⅰに加えて加算されます。
低栄養リスク改善加算	(300 単位) 314 円	1 月	医師、栄養士が低栄養改善に関わる計画を作成し栄養管理を行った場合に算定されます。
再入所時栄養連携加算	(400 単位) 418 円	1 回	医療機関に入院し、再入所の際、栄養士が入院先の栄養士と連携、調整を行った場合に算定されます。
入所前後訪問指導加算	(450 単位) 470 円	1 回	退所後生活される居宅に訪問し、退所を目的としたサービス計画の作成又は診療方針の決定を行った際に算定されます。
試行的退所時指導加算	(400 単位) 418 円	1 回	自宅又は社会福祉施設等へ退所される方や家族様等への療養上の指導を行った場合に算定されます。
退所時情報提供加算	(500 単位) 523 円	1 回	退所時に主治医に対して情報提供を行った場合に算定されます。
退所前連携加算	(500 単位) 523 円	1 回	退所に先立って居宅介護支援専門員と連携して退所後の在宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に算定されます。
訪問看護指示加算	(300 単位) 314 円	1 回	退所後に訪問看護を受けられる方でそのための訪問看護指示書を施設医師が交付した場合に算定されます。
認知症情報提供加算	(350 単位) 366 円	1 回	認知症の疑いのある方を厚生労働大臣が定める専門医療機関に紹介した場合に算定されます。
緊急時治療管理加算	(511 単位) 534 円	1 日	病状が重篤となり緊急的に治療管理を行った場合に 1 月の内 3 日を限度に算定されます。
特定治療	診療報酬点×10 円		やむを得ない事情により施設で行う医療行為に要した費用に診療報酬に準じて算定されます。
所定疾患施設療養費 (Ⅰ)	(235 単位) 245 円	1 日	肺炎、尿路感染、带状疱疹などに罹患した方に対し、治療を行った場合に 1 月の内 7 日を限度に算定されます。
ターミナルケア加算			医師の診断により回復の見込みがなく、入所者様、家族様等の同意を得て、ターミナルケア計画に基づいた施設での看取りを実施した場合に算定されます。
死亡日以前 4 日～30 日	(160 単位) 168 円	1 日	
死亡日前日及び前々日	(820 単位) 857 円	1 日	
死亡日	(1,650 単位) 1725 円	1 日	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定報酬単位 ×0.039%	1 月	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。

自費利用料 （その他の日常生活費、及びサービス利用料）

日常生活品費	260 円	1 日	利用者様個人で使用されるタオル、バスタオル、シャンプー、剃刀など必要な物の費用として頂戴します。
教養・娯楽費	180 円	1 日	利用者様が行う書道、手芸、工作、カラオケ等、教養娯楽の為に要する費用として頂戴します。
電気代	50 円(1 品目につき)	1 日	テレビ、ラジオ、電気毛布、電気髭剃、携帯電話充電器など電気製品を使用される場合に頂戴します。
クラブ、レクレーション活動費	実費	1 回	クラブ、レクレーションなどをご希望により個別で実施した際、頂戴します。
理美容代	実費	1 回	委託業者による理美容を利用された際にサービス内容に応じて費用を頂戴します。
健康管理費	実費	1 回	インフルエンザワクチンなど接種された際に費用を頂戴します。
文書作成料	1,500 円～	1 通	一般診断書、他事業所への情報提供用、死亡診断書などを作成した際に頂戴します。
私物洗濯サービス費	210 円	1 ネット	委託業者による洗濯を利用された際に頂戴します。 ＊月額徴収となりますので月当 6,300 円です。 ネット追加料、ドライクリーニングは別途費用を頂戴します。
その他 立替費用	実費	1 品	利用者様個人で使用される保湿剤、電池などの私物を施設が立替払いをした際に頂戴します。

＊上記の金額は介護保険負担割合 1 割の場合を示しています。負担割合が 2 割以上の方の場合は、その割合の率に応じた額を頂戴いたします。

＊上記の金額は 1 日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の差異が生じます。また消費税が加算される利用料もございますので御了承ください。

＊日用品費、その他教養娯楽費等の費用については、利用時の心身の状況によりご相談いただく場合もございます。